

Weekly M&A Review

2009年5月1日

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

M&Aに関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- ✓ 今週のディールレビュー
 - ・ 【親子会社間TOB】加ト吉によるグリーンフーズへのTOB（開始）
 - ・ 【親子会社間TOB】大和証券グループ本社による大和SMBCキャピタルへのTOB（開始）
 - ・ 関東つくば銀行と茨城銀行との合併に関する基本合意
 - ・ コスモスイニシアによるADR手続申請
- ✓ 法制度アップデート
 - ・ 改正産業再生法の施行について（具体要件の告示）

I. 今週のディールレビュー

1. TOB案件（株式公開買付け）

（1）【親子会社間TOB】加ト吉によるグリーンフーズへのTOB開始（4月27日）

グリーンフーズは、加ト吉によるTOBを発表。

【TOB概要】

公開買付者	株式会社加ト吉（非上場・日本たばこ産業の子会社）
対象	グリーンフーズ普通株式（JQ #3367）
期間	5月7日～6月17日（30営業日）
価格（プレミアム）	35,000円/株 （発表日前日終値比：▲10.03%、直近1ヵ月単純平均比：+8.45%、直近3ヵ月単純平均比：+19.15%、直近6ヵ月単純平均比：+19.05%）
数量	上限：設定なし 下限：6,814株（11.48%）
その他	グリーンフーズは加ト吉の連結子会社（約55%保有）。

出所：4月27日付日本たばこ産業「株式会社加ト吉による株式会社グリーンフーズ株式に対する公開買付の開始に関するお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ 本TOBは加ト吉・グリーンフーズ間の親子会社間TOB。なお、直近終値ベースで10%弱のディスカウントTOBとなっている。
- ✓ グリーンフーズの株価は、4月30日終値で34,700円（TOB発表前日終値比▲4,200円、TOB価格比▲300円）。

（2）【親子会社間TOB】大和証券グループ本社による大和SMBCキャピタルへのTOB開始（4月28日）

大和SMB Cキャピタルは、大和証券グループ本社によるTOBを発表。

【TOB概要】

公開買付者	株式会社大和証券グループ本社（東1 #8601）
対象	大和SMB Cキャピタル（JQ #8458）普通株式及び新株予約権
期間	4月30日～6月18日（33営業日）
価格（プレミアム）	563円/株 （発表日前日終値比：+30.63%、直近1ヵ月単純平均比：+30.32%、直近3ヵ月単純平均比：+55.96%） 1円/新株予約権1個
数量	上限：設定なし 下限：設定なし
その他	大和SMB Cキャピタルは大和証券グループ本社の連結子会社（約46%保有）。

出所：4月28日付大和SMB Cキャピタル「当社の親会社である株式会社大和証券グループ本社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」

ショート・コメント

- ✓ 本TOBは大和証券グループ本社・大和SMB Cキャピタル間の親会社間TOB。
- ✓ TOB後全部取得条項付種類株式の利用により、完全子会社化を目指す。大和SMB Cキャピタルは上場廃止予定。
- ✓ 大和SMB Cキャピタルの株価は、4月30日終値で500円（TOB発表前日終値比+69円、TOB価格比▲63円）。

2. 合併・株式交換等

(1) 関東つくば銀行と茨城銀行との合併に関する基本合意（4月28日）

関東つくば銀行は、茨城銀行との合併に関する基本合意を発表。

【合併概要】

合併会社	関東つくば銀行（東1 #8338）
被合併会社	茨城銀行（非上場）
スケジュール	合併契約書締結：2009年8月（予定） 合併効力発生日：2010年3月1日（予定）
合併比率	1：0.18 （茨城銀行1株に対して、関東つくば銀行株0.18株を割当交付）

出所：4月28日付関東つくば銀行「関東つくば銀行と茨城銀行の合併に関する基本合意について」

ショート・コメント

- ✓ 関東つくば銀行と茨城銀行は従前資本提携を検討していたが、2006年に見送り・協議中止。この度両行にて合併することで、再び基本合意に至った。
- ✓ 関東つくば銀行を存続銀行として、合併後の商号は「株式会社筑波銀行」とする予定。
- ✓ 関東つくば銀行の株価は、4月30日終値で416円（発表前日比+119円）。マーケットは本合併を好感か。

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

3. その他

(1) コスモスイニシアのADR手続申請（4月27日）

コスモスイニシアは、2009年3月期において債務超過となる見通しとなり、自社での再生が困難となったことから、ADR手続*の利用申請を公表。

*ADR：Alternative Dispute Resolution；裁判外紛争解決手続

【ADR概要】

申請会社	株式会社コスモスイニシア（JQ #8844）
スケジュール	4月28日：第1回債権者会議／再生計画案概要説明・一時停止の追認・DIPファイナンス承認 6月25日（予定）：第2回債権者会議／再生計画案協議 7月24日（予定）：第3回債権者会議／再生計画案決議
内容	・取引金融機関に対して、DES及び条件緩和を要請。またアライアンス先との資本提携等により、総額555億の資本増強を予定。 【株主・経営者責任】 ・主要株主であるユニゾン・キャピタルの保有普通株式は、コスモスイニシアに無償譲渡予定。（優先株主についても一定の負担を求める予定） ・経営陣のうち重田会長は退任。町田社長についても、「然るべき時期に経営責任を明確」化する予定。
その他	・再生計画案決議までの資金繰りとして、上限150億のDIPファイナンス実行予定。

出所：4月27日付コスモスイニシア「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」および4月28日付コスモスイニシア「事業再生に向けた今後の方向性に関するお知らせ～「事業再生ADR手続」による抜本的な事業再生の取り組み～」

ショート・コメント

- ✓ 不動産市況が低迷する中、コスモスイニシア（旧リクルートコスモス）がADR手続申請を公表。上場会社では初のADR案件となると思料され、今後の行く末が注目される。
- ✓ コスモスイニシアの株価は、4月30日終値で39円（ADR発表前日終値比+2円）。

II. M&A法制度アップデートー改正産業再生法の施行について（具体要件の告示）

改正産業再生法（産業活力再生特別措置法）が、4月30日一部施行された。

注目の「指定金融機関の出資に対する損失補てん」（いわゆる民間企業への公的資金注入）について具体要件が告示され、一般企業からの申請受付が開始された。

具体要件は以下のとおりであり、1～4のすべてを満たす必要がある（出所：4月30日付官報）。

1 内外の金融秩序の混乱により、事業者の経営の状況が急激に悪化したと判断される以下の①又は②のいずれかの事由が生じていること。

①事業者の四半期又は3箇月（平成20年10月から平成21年9月までのいずれかの四半期又は3箇月に限る。）の売上高（当該事業者の連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。)の売上高を含めることができる。)が前年同期比で20%以上減少していること。

②事業者の連続した2四半期又は6箇月(平成20年10月から平成21年9月までのいずれかの2四半期又は6箇月に限る。)の売上高(当該事業者の連結子会社の売上高を含めることができる。)の合計が前年同期比で15%以上減少していることその他{に準ずる事由が生じていること。

2 1に掲げる事由により、事業者が事業再構築計画、経営資源再活用計画又は経営資源融合計画の実施に必要な資金を調達するため、出資が不可欠と判断される以下の①又は②のいずれかの事由が生じていること。

①融資契約又は社債発行の契約における財務上の特約に係る規定に抵触していること。

②事業者の自己資本の額(当該事業者の連結子会社の自己資本の額を含めることができる。)が前年同期比で25%以上減少していることその他①に準ずる事由が生じていること。

3 事業者が、指定金融機関による出資を受ける時点において以下の①又は②のいずれかを満たすことが確実であると見込まれることにより、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断されるものであること。

①事業者の国内における従業員数(当該事業者の連結子会社の国内における従業員数を含めることができる。)が5000人以上であること。

②事業者が①を満たす他の事業者にとって代替困難な基幹部品を30%以上供給していることその他①に準ずるものとして当該事業者の事業の継続が困難となった場合に50000人以上の国内雇用に影響を及ぼすおそれがあること。

4 指定金融機関による出資を前提として、当該指定金融機関以外の民間金融機関が事業者に対して融資又は出資を行うことその他これらに準ずる措置を講ずることにより、協調して事業再構築計画、経営資源再活用計画又は経営資源融合計画の実施に取り組むこととなっていること。

(経過については、今後も本レポートにて継続してお知らせする予定です)

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 高桑 昌也

Tel 03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。